

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監4の第7号

監査の対象：令和3年度監査委員監査 指定管理者制度に関する事務

所管所属：東住吉区役所

通知を受けた日：令和4年6月7日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	<p>事業報告書提出延期の承認については是正を求めたもの 【東住吉区役所及び建設局に対して】</p> <p>指定管理者の令和2年度分の事業報告書提出状況を確認したところ、事業報告書の提出時期が期限を徒過したにもかかわらず、市長の承認を得ていなかった。</p> <p>〔指摘事項3〕 東住吉区役所及び建設局は、提出の延期が必要な場合は施設の設置条例施行規則に従って市長の承認を得ることを含め、事業報告書の提出に係る事務の進捗管理を行うための体制を早期に構築し、それにより実施されたい。</p>	<p>毎年4月、5月に事業報告書の提出見込み、そして提出期限延期の必要性の有無の確認を行うこととし、令和3年度分の事業報告書については、令和4年5月23日に提出を受けた。</p>	措置済	令和4年5月23日